

マンガで
わかる

小規模企業共済



ご自身が 節税 しながら積み立てる 退職金 制度です

詳しくは中面の『マンガでわかる小規模企業共済制度』をご覧ください

若手経営者
創業間もない
経営者も！

40～50歳
前後の
経営者も！

60歳前後
の経営者も！

現役時代に
将来の資金を蓄えるとしたら…

その他(貯蓄など)

小規模企業共済

国民年金基金(厚生年金)

国民年金(老齢基礎年金)

制度の特徴

1 国が定めた制度 で安心!確実! 全国で約4割の経営者が加入!

法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度、国が全額出資する
独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営。



2 掛金は全額所得控除で節税! 月額1,000円~!

払い込んだ掛金は、確定申告書の 小規模企業共済等掛金控除 欄にご記入頂ければ
全額所得控除となり、掛金は、月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で設定できます。

確定申告書

所得から差し引かれる

雑損控除	⑩	□□□□□
医療費控除	⑪	□□□□□
社会保険料控除	⑫	□□□□□
小規模企業共済等控除	⑬	□□□□□
生命保険料控除	⑭	□□□□□
地震保険料控除	⑮	□□□□□
寄附金控除	⑯	□□□□□

課税される 所得金額	毎月掛金額ごとの加入後 節税額			
	1万円	3万円	5万円	7万円
200万円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円

3 受け取り時も税制のメリット!

共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も
受け取り可能。受け取りは「一括」「分割」「一括と分割の併用」に加え、
税制のメリットがあります。

一括受取

退職所得扱い

分割受取

公的年金等の
雑所得扱い

■ 世代別のポイント

若手経営者・創業間もない経営者

ポイント 1

事業規模が小さい時に加入

小規模企業共済（本共済）加入後、常時使用する従業員が増えて加入資格を失っても、本共済に加入し続けることができます。事業規模が大きくなり加入資格を失う前に、少額の掛金（月額1,000円から）で、加入すれば、その後事業規模が大きくなっても続けられ、掛金の増額もできます。

ポイント 3

退職所得控除を増やせる

共済金受け取り時の税制メリットである退職所得控除額は、掛金の大小に関係なく掛金納付期間が長いほど大きくなります。若いうちに少額掛金で加入し、退職所得控除額を増やしましょう。

40～50歳前後



ポイント

老齢給付で共済金を受け取り

50歳までに加入すれば、65歳の年金受給開始時に老齢給付で共済金Bを受け取ることができます。年金の不足分を補完出来ます。しかも事業を継続しながら受け取れます。また、一度共済金を受取った後に再度加入することもできます。

ポイント 2

事業資金に困ったら…

事業資金に困ったら、掛金納付月数により掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度をご利用でき、速やかに資金が調達できます。また、共済金等の請求権は差押えが禁止されています。

ポイント 4

廃業時の事業の再建等

本共済は、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。やむを得ず廃業する場合などに、最も有利な共済金Aが受け取れます。

加入済みの方へ

今の掛け金の増額で、 節税を考えてみませんか？

掛け金の増額は5百円単位で、掛け金の上限7万円まで増額でき、掛け金全額が所得控除されます。掛け金月額の増額申込みは、「掛け金月額変更（増額）申込書」に必要事項を記入のうえ、窓口でお申込みいただきます。

さらに、平成28年4月の法改正により、現金無しでも増額のお手続きができるようになりました。

ポイント 共同経営者の加入

現在加入の個人事業主に加え、配偶者や後継者等の共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。

ポイント 会社等役員の加入

現在加入している役員のほか、取締役や監査役など商業・法人登記簿謄本等に登記がある会社等の役員は、加入できます。

加入資格

次の2つの条件を満たす方が加入できます。

詳しくは、「当機構のホームページ」を参照、又は「お問い合わせ先」にご照会ください。

① 個人事業主及びその共同経営者又は会社等役員（登記があること）

② 常時使用する従業員人数の条件が以下を満たしていること

小売業・卸売業・サービス業等…5人以下／ 製造業・建設業・運輸業・農業等…20人以下／宿泊業・娯楽業…20人以下

※「常時使用する従業員人数」は、雇用期間の定めのあるパートやアルバイト等の従業員及び個人事業主、共同経営者、専従者並びに会社役員は含まれません。





■所得税の確定申告書(B様式の例)

所得から差	医療費控除	(11)	□□□□□
	社会保険料控除	(12)	□□□□□
	小規模企業共済等掛け金控除	(13)	□□□□□
	生命保険料控除	(14)	□□□□□
	地震保険料控除	(15)	□□□□□
			360000

掛け金額36万円(3万円×12カ月)
課税所得金額400万円であれば
109,500円の節税!

*1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除・扶養控除・社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
*2 税額は平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、500円のことであります。
*3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。
<http://www.ssmi.go.jp/skyosai/simulation/>

毎月の掛け金はどのくらいなの?
毎月の掛け金は
受ける共済金は
「退職所得扱い」
掛け金月額は千円～7万円の範囲内
(500円単位)で自由に選べます。
加入後も掛け金月額は増額・減額できます。
また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

Q
掛け金は税法上どんな
メリットがあるの?

掛け金は、全額が「小規模企業共済等掛け金控除」として、課税対象所得から控除できます。
(1年以内の前納掛け金も同様です)

毎月の掛け金は
どのくらいなの?



Q 共済金の税法上の取扱いは?

共済金の受取りは、「括」「分割(10年・15年)」「括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。税法上「括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

Q 事業資金も借り入れできるの?

契約者(一定の資格者の方)は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます(担保・保証人は不要)。

【貸付けの種類】

一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け

Q 共済金の受給権は?

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は、差押禁止債権として保護されます。

○掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			節税額(=a-b)		
		所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。(http://www.smri.go.jp/skyosai/simulation/)

○共済金等の受取

満期や満額はありません。下表の共済等事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。

共済事由 地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ◎個人事業の廃止(※1) (注)複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。 ◎個人事業主の死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(※4) ◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)(※4) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等) ◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった(※4)
共同経営者	<ul style="list-style-type: none"> ◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(※2) (注)事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。 ◎共済契約者の死亡 ◎共同経営者の疾病又は負傷による退任 	<ul style="list-style-type: none"> ◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった ◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等) ◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員たる小規模企業者となった ◎共同経営者の退任による解約
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> ◎会社等の解散 (注)組織変更により会社を解散した場合を除きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任(※3) ◎会社等役員の死亡 ◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)

※1 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、準共済事由となります。

※2 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、準共済事由となります。

※3 平成28年3月以前に「疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、準共済事由となります。

※4 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、A共済事由となります。(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした方を除く)

○共済事由と掛金納付年数に応じた、共済金受取額及び税法上の取り扱い

掛金月額が10,000円の場合 例えば掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛け金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛け金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛け金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※2 A·B·準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛け金月額および契約期間によっては、手取額が掛け金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

○ご加入いただく前にお読みください

1.「予定利率」及び給付水準の体系

- ①本制度では、お受け取りいただく共済金や解約手当金の額を、小規模企業共済法に基づき同法施行令（政令）の別表により定めています。
- ②本制度は、お預かりした掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金や解約手当金の額を設定しており、この運用収入の見込みを算出する際の利回りを「予定利率」といいます。
- ③本制度の「予定利率」は、1.0%となっています。
- ④共済金、準共済金及び解約手当金の給付水準の体系は、相互扶助の精神に基づき、事業をやめたとき等にお受け取りいただく共済金の額を高めに設定し、任意性の高い解約手当金等の額を低めに設定しています。

2.基本共済金及び付加共済金

- ①契約者の皆様に共済事由が発生したときにお支払いする共済金の額は、「基本共済金」の額と「付加共済金」の額の合計額となります。
- ②「基本共済金」の額は、共済事由と掛金納付月数に応じて、政令で定められています。「付加共済金」の額は、法令の規定により毎事業年度の運用収入等に応じて、経済産業大臣が定める率により算定されます。「付加共済金」の制度は、平成8年度から導入されていますが平成27年度まではゼロとなっています。

3.「予定利率」の変遷等

- ①「予定利率」は、小規模企業共済法の規定により、金利水準の低下等厳しい資産運用環境下で制度の長期的安定を確保するため、将来の収支見通し等に基づく検討がなされ、これまでに次のとおり変更が行われています。
【これまでの変更状況】
平成8年4月～ それまでの「6.6%」から「4.0%」に変更
平成12年4月～ 「4.0%」から「2.5%」に変更
平成16年4月～ 「2.5%」から「1.0%」に変更
また、「予定利率」は、将来、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、同様の検討がなされ、今後も変更されることがあります。
- ②これまでの「予定利率」の変更においては、加入いただいたから「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する共済金等の額は、変更前の「予定利率」に基づく共済金等の額が保証されています。「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する期間に遡って変更後の「予定利率」を適用することはされていません。
- ③平成16年4月の改正においては、資産運用環境の変化に対応した共済制度の運用を図るため、「予定利率」の変更が迅速にできるよう、これまで小規模企業共済法に規定されていた共済金等の額は、政令で規定されることとなりました。

中小機構ホームページのご案内

中小企業基盤整備機構のホームページで、共済に関するよくあるご質問や手続きの流れについてご確認いただけます。

小規模共済

検索



<http://www.smrj.go.jp/skyosai/>



独立行政法人 中小企業基盤整備機構
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

H29-07

4.共済金A・B

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。（6か月未満は掛け捨てとなります）
- ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額となります。
- ③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合は、概ね1.0%に見合ったものとなります。
- ④共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

5.準共済金

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。（12か月未満は掛け捨てとなります）
- ②掛金納付月数が222か月（18年6か月）までは掛金合計額、223か月（18年7か月）以降は共済金Bの91%相当額となります。

6.解約手当金

- ①掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。（12か月未満は掛け捨てとなります）
- ②解約手当金の額は、掛金納付月数が12か月以上84か月未満までは支給率80%、84か月目から6か月単位で支給率が段階的に増加し、240か月以上246か月未満では支給率100%、以降段階的に増加し、最高で120%となります。（240か月未満は掛け合計額を下回ります）
注)掛金月額を変更している場合は、240か月以上であっても、掛け合計額を下回ることがあります。

7.共済金の分割受取り

- ①「分割受取り」ができる方は、共済金の額が300万円（「一括と分割の併用」の場合は330万円）以上で共済事由が生じた時点で満60歳以上の方です。
- ②共済事由が契約者の死亡による場合は、「分割」及び「一括と分割の併用」は選択できません。
- ③共済金の受取りは、「10年分割」または「15年分割」から選択できます。なお、受取時期は、1月・3月・5月・7月・9月・11月の2か月ごとに年6回となっています。

8.掛金納付月数の通算

共済金等の請求事由が生じても、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

お電話でのお問い合わせはこちらまで

共済相談室 050-5541-7171

受付時間：平日9:00～18:00

お問い合わせ・加入の申し込み

- 商工会 ■商工会議所 ■青色申告会
- 金融機関の本支店 ■税理士
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合など